

豊川市民児協慶弔規程内規

※太字・太線部分が変更点です。

事 項		豊川市民児協 の弔慰金有無	連絡範囲	参列者	備考	
死	理事	本人	有り	本人・家族等→事務局→全理事 * 地区内委員は地区内ルールに従う	全理事・当該地区内委員	全民連の弔辞は豊川市民児協会長が、県民連の弔辞は第一副会長が代読する
		配偶者				
		同居の親・子				
		別居の親				
亡	一般委員	本人	有り	本人・家族等→(地区会長→)事務局 * 地区内委員は地区内ルールに従う	地区会長・当該地区内委員	全民連の弔辞は豊川市民児協会長が、県民連の弔辞は地区会長が代読する
		配偶者				
		同居の親・子				
		別居の親				
	元委員	本人	10年以上在職し、退任後3年以内に死亡の場合、弔慰金有り。	弔慰金支払い対象者の場合、 本人・家族等→(現地区会長→)事務局 * 地区内委員は地区内ルールに従う	現地区会長・当該現地区内委員	

※豊川市民児協専門委員連絡会、同専門部会、豊川市主任児童委員連絡会及びチャリパの会会員関連で、本人・配偶者・同居の親子に慶弔事項が発生した場合は、本人・家族等から連絡を受けた事務局は、連絡会等の代表、所属する会の全会員に連絡する。参列は各自の判断に委ねる。

※全民連・県民児連から慶弔費が支払われる場合、事務局は葬儀に参列する。

※弔辞の代読は、会長(一般委員は地区会長)が都合により参列できない場合は、第一副会長(一般委員は地区副会長)が参列し代読

※会葬を希望する者は、上記の限りではない。

附則

この内規は平成26年9月4日から施行する。

附則

この内規は平成30年11月1日から施行する。